改正後

別表第一（第一条関係）

一～九　（略）

十　サイバー通信情報監理委員会

組織	官職	区分
事務局	課長	一種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種

十一～四十一　（略）

四十二　海上保安庁

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
海上交通センター	所長	三種（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

四十三～四十五　（略）

改正前

別表第一（第一条関係）

一～九　（略）

（新設）

十～四十　（略）

四十一　海上保安庁

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
海上交通センター	所長	三種
	（略）	（略）
	（略）	（略）

四十二～四十四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）

第一条　（略）

２　（略）

３　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定す	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

改正前

（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）

第一条　（略）

２　（略）

３　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十三　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定す	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種